

神戸学院大学法学会会則

施行 昭和四四年四月一日
改正 昭和四九年四月一日

第一条(名称) 本会は、神戸学院大学法学会と称する。

第二条(事務所) 本会は、事務所を神戸学院大学法学部に置く。

第三条(目的) 本会は、法学・政治学等に関する教育・研究およびこれらの助成を目的とする。

第四条(事業) 本会は、前条の目的を達成するため、つぎの事業を行なう。

- 1 機関誌神戸学院法学の発行
- 2 神戸学院大学法学会叢書の出版
- 3 研究会および講演会の開催
- 4 その他評議員会において適当と認めた事業

第五条(会員)

一 本会の会員は、つぎの者とする。

- 1 正会員 法学部の教員

2 名誉会員 本会に特別の寄与をした者で評議会が認めたる者

3 賛助会員 本会の目的・趣旨に賛同し、所定の会費を納入する者

4 学生会員 法学部学生および大学院法学研究科生
二 会員には、機関誌神戸学院法学を配布する。

第六条(評議員会)

一 本会に評議員会を置く。評議員会は、前条第一項第一号に定めた正会員で構成する。

二 評議員会は、随時会長がこれを召集する。

三 評議員会は、事業報告、決算報告、予算審議その他重要事項の決定を行なう。

四 評議員会は、評議員総数の三分の二以上の出席がなければ開くことができない。

五 本条第一項の規定にかかわらず、必要に応じ学生会員の代表を評議員会に参加させることができる。

第七条(役員)

一 本会につきの役員を置く。

- 1 会長 一名
- 2 編集委員 若干名

3 会計委員 二名

二 役員は、評議員会において互選する。役員の任期は、二年とする。ただし、再選をさまたげない。

第八条（会費）

一 会員は、つぎに定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員を除く。

- | | | |
|--------|----|----------|
| 1 正会員 | 年額 | 一、〇〇〇円 |
| 2 賛助会員 | 年額 | 一〇五、〇〇〇円 |
| 3 学生会員 | 年額 | 一、〇〇〇円 |

二 学生会員は、入学時に入会金五百円および四カ年分の会費を一括納入する。ただし、大学院法学研究科生は二カ年分とする。

第九条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第一〇条（会則の改正） 本会則の改正は、評議員会の決議による。ただし、この決議は出席者の三分の二以上の賛成を必要とする。

附則

会員でない者が機関誌神戸学院法学の定期購読を希望する場合には、年額二、〇〇〇円を納入しなければならない。